

平成28年度浄化槽法第57条に基づく指定検査機関募集要領

1 趣旨

県では、浄化槽の適正管理を推進するため、浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項の水質に関する検査を行う機関を募集します。

2 業務の内容

申請者は、県による指定を受けた後に次の業務を行う。

なお、業務の詳細については、県と協議のうえ決定する。

ただし、平成29年度は(2)を除く業務を基本とする。

- (1) 浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査
- (2) 浄化槽法第11条第1項の水質に関する検査
- (3) 浄化槽台帳の整備
- (4) 不適正浄化槽に係る対応
- (5) 県と協働した法定検査の未受検解消に向けた取り組み
- (6) その他、浄化槽の適正管理の推進のために県が必要と認める業務

3 応募資格

- (1) 生活環境・衛生の向上または、環境保全（これに類するものを含む。）を主たる目的とする一般（公益）社団法人、または一般（公益）財団法人であること。
- (2) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年3月30日厚生省令第17号）第55条の要件を満たしている者であること。
- (3) 千葉県内に事業所を有していること。

4 募集期間

平成28年12月6日（火）から12月27日（火）の9時から17時まで
（閉庁日を除く。）。

5 指定期間等

(1) 指定期間

県が指定した日から平成34年3月31日まで（指定期間の更新は可能。）。

ただし、業務の実施状況から、県が指定の継続が適当でないと判断するときは、指定期間の途中であっても、指定を取り消すことがある。

(2) 検査開始日 平成29年4月1日

6 県との協議

「2 業務の内容」のほか、次の事項については、県と協議のうえ決定するものとし、申請のおりとならない場合がある。

- (1) 検査業務を行う地域
- (2) 検査手数料

7 審査基準 別に定める。

8 申請様式等

- (1) 指定検査機関指定申請書（環境省関係浄化槽法施行規則様式第七号）
- (2) 添付書類

9 提出方法及び提出部数

(1) 提出方法 持参による（郵送は不可）

(2) 提出部数 正本1部、副本9部

10 問い合わせ及び提出先

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県 環境生活部 水質保全課 浄化槽班

電話番号 043-223-3813

<参考>

指定までの手続きフロー

